

教育振興基本計画の策定に向けた日高教意見

平成 19 年 12 月 3 日

日本高等学校教職員組合

はじめに

平成 18 年 12 月、教育の機会均等を実現し、戦後の我が国の発展に大きく寄与した教育基本法が改正された。改正教育基本法には「人格の完成」という普遍的理念が継承されるとともに、新しい時代に求められる教育の理念が明示された。これらの理念に基づいて、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成、我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を図るために、第 17 条に規定された「教育振興基本計画」を策定し、総合的かつ計画的な教育施策が推進されなければならない。

今、成熟社会の中で、家庭や地域の教育力あるいは規範意識が低下したと言われている。また、我が国では少子高齢化や高度情報化、国際化が急速に進むなかで様々な課題が生じる一方、国際社会における民族・宗教紛争やテロ、地球環境問題なども深刻化している。これらの課題に立ち向かい、乗り越える知恵と実行力を生み出していくのは、教育の力をおいてほかにはない。この意味において、今後 10 年先を見通した施策の基本的方向と、政府が 5 年間に取り組むべき具体的方策を示す教育振興基本計画を策定する意義は極めて大きい。

教育振興基本計画の策定にあたっては、未来への先行投資である教育の重要性を踏まえ、国・地方の双方において行財政上の格段の配慮を求めるとともに、本格的な知識基盤社会の到来に備えたものでなければならない。また、教育振興基本計画は、我が国がよって立つ国家的なプロジェクトであることを広く国民に周知するとともに、個々の取り組みについては以下の観点を十分に踏まえたものとなるよう要望する。

「重点的に取り組むべき事項について」に関する意見

1 社会全体で教育の向上に取り組む

(1) 学校・家庭・地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

- 家庭や地域の教育力が低下したと言われるが、これらに学校を加えた三者の連携協力を強化するためには、全体をコーディネートする組織や機関、あるいは仕組みが必要である。加えて、地域住民に対し積極的に学校を支援していくという意識を涵養することが重要である。先進的な事例を示すなど、広報活動に力を注ぐことも必要である。
- 上記のことを促進するための方策として、地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールが考えられる。しかし、学校運営には校長のリーダーシップがより一層求められるようになっており、人事を含めた必要以上の介入がないようにしなければならない。
- 文科省と厚労省の事業を自治体が一体的あるいは連携して実施する「放課後こどもプラン」など、子どもが安全に活動できる拠点を整備する必要がある。ただし、教職員の負担となっはならず、省庁の枠を越えた予算措置と運営、自治体に対する適切な指導・助言が求められる。自治体が参考となるような具体的なモデルケースを示すことによって取り組みを推進すべ

きである。

- 高度情報化が進展するなか、子どもを有害情報から守ることは極めて重要な課題である。児童生徒への直接的な働きかけの他に、保護者の啓発もまた重要な鍵を握っている。また、学校・家庭・地域だけではなく、関係省庁や企業を含めて一体的に取り組むことが大切である。社会全体で取り組むという観点からは、企業の倫理や責任も重大である。

(2)家庭の教育力を向上させる

- 価値観の多様化や核家族化が進み、家庭の教育力が低下している。教育基本法に規定されるまでもなく、保護者は子の教育について第一義的責任を有するのであるから、そのことをあらゆる場面で周知、徹底する方策を検討しなければならない。
- 多くの保護者が子育てに関する学習機会や情報の提供、利用しやすい相談機関を求めているはずである。自治体窓口の機能強化、児童相談所などの専門スタッフの増員などを行い適切な対応ができるネットワークづくりが求められる。家庭に踏み込んだ指導や支援は難しいが、悲惨な事件が起こらないようにしなければならない。

(3)人材育成に関する社会のニーズに応える

- いわゆる「フリーター」「ニート」の増加は大きな問題であり、また、社会にとって大きな損失である。キャリア教育は中学校、高等学校が中心であったが、これまでの職場体験活動やインターンシップの成果と反省を踏まえ、小学校段階からキャリア教育を充実させ、望ましい職業観・勤労観を育成することは重要である。
- 中高生が高度な技術に触れたりものづくり体験を行うことは意義深い。特に専門高校は、高等学校と社会との接点に位置しているため、スペシャリストを育成するための人的、財政的支援を積極的に行い、学校の活性化を図らなければならない。必要に応じて、「産・官・学」が一体となった取り組みを推進すべきである。

(4)いつでもどこでも学べる環境をつくる

- 学びは学校だけのものではない。生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習できる環境を整えることは「知の循環型社会」には不可欠である。その基盤は「地域の知の拠点」としての図書館などであるが、その実態は自治体による「格差」が大きい。教育の機会均等という観点から、どの地域にいても一定水準以上の施設が利用できるように設置基準(ガイドライン)を設け、必要な財政的支援を行うべきである。数値目標を設定し、整備状況(充実度)を公表、評価する方法も考えられる。
- 図書館の司書、博物館等の学芸員、スポーツ施設の指導員など専門スタッフの計画的な養成と配置が重要である。中学校、高等学校では慢性的に部活動指導者が不足しているが、スポーツ施設や地域の協力のもと、学校教育と社会体育の連携が図られることが望ましい。
- 「学び直し」の機会として、高等学校、とりわけ定時制・通信制高校(課程)は重要な位置を占めている。義務教育の「学び直し」と高等教育への接続という側面もあり、これらの実態を

「教育振興基本計画」に反映させる必要がある。

2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

(1)知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

- OECDやIEAの国際的な調査において学力低下が明らかになる一方、学習意欲が低く学びから逃避している子どもが増えているというデータがある。これはフリーターやニートとの関連も深く、憂慮すべき事態である。「知識基盤社会」を担う子どもに学習意欲を喚起して「確かな学力」を確立することは、極めて重要な国家戦略とも言えるべきものである。
- 現行学習指導要領において、いわゆる「ゆとり教育」が学力低下を引き起こすとの危惧から学力低下論争が巻き起こった。これに対して文科省は、「学びのすすめ」を発表したり、学習指導要領が最低基準であることを明示するなどの対策をとったものの、学校現場に混乱をもたらす結果になったことは否めない。新学習指導要領の趣旨や理念の周知にあたっては、学校関係者だけではなく、広く国民にも理解されるように丁寧に対応しなければならない。
- 全国学力・学習状況調査を継続実施するだけでなく、結果の分析と検証を踏まえ、学習指導要領の改訂や教育施策に的確にフィードバックさせることが重要である。結果の取り扱いについては、自治体や学校間の序列化に繋がらないよう配慮し、必要な場合には教職員の配置を含む財政的な支援等を講じるべきである。なお、調査を悉皆で行うか抽出で行うかについては時期をみて検討すべきである。

(2)規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

- 社会の変容や価値観の多様化とともに、規範意識が低下していることは事実である。まずは大人が範を示すべきだが、家庭や地域との連携を図りつつ、学校教育における対応も必要である。学校教育活動全般のなかで道德教育を充実させることに異論はないが、教育再生会議で話題になっている「道德の教科化」は、問題が大きく見送るべきである。
- いじめ、暴力行為、不登校等の問題を学校だけで抱え込まないように、外部の専門機関と緊密な連携が図れる体制を早急に構築すべきである。教育相談体制の中核となるスクールカウンセラーは高等学校にも配置を拡大すべきである。また、学習の基盤となる健康な身体をつくる上で必要な食育を担う栄養教諭も拡充すべきである。
- 子どもたちの実体験不足が、悲惨な事故や事件に繋がっている。それ故、体験活動の充実が重要であり、学校だけでなく、家庭、地域、企業等の支援が求められる。

(3)優秀な教員を養成・確保するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合える環境をつくる

- 教育の直接の担い手である教員に優秀な人材を確保することは、教育の成否を決する重要な問題であり、養成・採用段階から抜本的な取り組みが必要である。人材確保法は引き続き堅持されなければならない。
- 教員の多忙化解消は喫緊の課題であり、教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保する

ためにも、教職員定数増は欠かせない。行政改革推進法等の縛りをなくし、教育振興基本計画に計画的な教職員定数の改善を明示すべきである。

- 教員は日々研鑽を重ね、必要な研修を受けながら教育活動に携わっているが、新たに教員免許更新制が導入されることとなった。この制度により教員が子ども一人一人に向き合う時間が減ってしまうことがあっては本末転倒である。学校現場や教員の実態に即した制度とし、柔軟な対応が可能となることを望む。
- 指導不適切教員が生まれる背景として、校務の多忙化や多様な児童生徒、保護者への対応が考えられる。まずは指導不適切教員が生まれないように教員を支援する制度を充実させるべきである。指導不適切教員の人事管理と教員免許更新制はしっかりと区別して運用されなければならない。

(6)特別なニーズに対応した教育を充実する

- 特殊教育から特別支援教育に転換されたことを受け、「障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う」という理念を実現するために必要な措置を講じる必要がある。教職員配置だけではなく作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)などの専門職員の配置を拡大し、児童生徒の自立を支援すべきである。

3 教養の厚みを備えた知性あふれる人間を養成し、社会の発展を支える

- 少子化の進展により「大学全入」時代を迎える中で、高等教育としての大学教育の質の保証は重要な課題である。私立大学の相当数が定員割れを起こし、特に地方でその傾向が強い。このことは大学の質に如実に表れ、また、経営を圧迫して「倒産」するケースもある。競争原理に基づく質の維持・向上だけではなく、立地条件として不利な地方の大学を支援する方策が必要である。
- 私立大学では学生を確保するため、AO入試等によるいわゆる「青田買い」が拡大している。そのことは、高等学校と大学との接続の問題であり、入試の極端な早期化が高校教育に悪影響を与えている。一定の歯止め(ガイドライン)を設ける必要がある。

4 安全・安心で質の高い教育環境を整備する

- 安全・安心で質の高い教育環境を整備するには、十分な財源確保が必要である。それぞれの項目について教育振興基本計画の中に明確に位置づけ、計画的な導入、整備を図る必要がある。幼児期から高等教育に至るまで、どの段階においても充実した教育を受けられるようにすることは教育行政の大きな務めである。特に、「格差社会」が「教育格差」「学力格差」に結びついているとの指摘があり、教育の機会均等の観点から育英奨学事業等を充実させることが望まれる。
- 自治体の財政力が教育環境の格差に繋がってはならない。政府は、予算措置をするだけでなく、その執行状況を厳重に監督すべきである。